

第1回 吉川市立小中学校学区審議会 次第

日時：令和8年6月24日（水）
午後6時00分より

場所：吉川市役所301・302

1 開 会

2 議 題

（1）諮問内容の説明

（2）審議

（3）事務局報告

3 閉 会

令和8年度 吉川市立小中学校学区審議会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	選出組織	氏名
1	1号委員 市議会議員	吉川市市議会議員	菊名 克典
2	2号委員 関係学区市民代表	旭自治連合会	鎌滝 和夫
3	2号委員 関係学区市民代表	吉川中央自治連合会	伊藤 泰則
4	3号委員 関係学区学校代表	旭小学校長	駒井 信一
5	3号委員 関係学区学校代表	関小学校長	加藤 真理子
6	4号委員 関係学区PTA代表	旭小学校PTA会長	瓶子 友美
7	4号委員 関係学区PTA代表	関小学校PTA顧問	小林 聡
8	5号委員 学識経験者	元 東中学校長	高橋 始

R8.5.1現在

(單位:人)

	旭小学校							関小学校							市内 小学校計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
R 7年度	13	9	17	23	21	18	101	53	42	55	62	63	76	351	3896
R 8年度	19	13	9	17	23	21	102	47	54	42	55	61	61	320	3717
R 9年度	16	19	13	9	17	23	97	51	47	54	42	55	61	310	3620
R10年度	18	16	19	13	9	17	92	53	51	47	54	42	55	302	3438
R11年度	19	18	16	19	13	9	94	45	53	51	47	54	42	292	3270
R12年度	6	19	18	16	19	13	91	50	45	53	51	47	54	300	3103
R13年度	15	6	19	18	16	19	93	45	50	45	53	51	47	291	2899
R14年度	10	15	6	19	18	16	84	38	45	50	45	53	51	282	2743

統合した場合							
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
R10年度	71	67	66	67	51	72	394
R11年度	64	71	67	66	67	51	386
R12年度	56	64	71	67	66	67	391
R13年度	60	56	64	71	67	66	384
R14年度	48	60	56	64	71	67	366

下土の織針を三葉七織針に解し、三葉七織針に織る。

※児童数は通常学級と特別支援学級の合計です。
※令和9年度の1年生以降は住民基本台帳上の学区内児童数のため、私立への入学や転入・転出等は考慮していません。

※クラス数の基準は下記のとおりです。

【通常学級】1～35人:1クラス、36～70人:2クラス、71～105人:3クラス

【特別支援学級】1～8人:1クラス、9～16人:2クラス、17～24人:3クラス

【複式学級】二つの学年において16人以下(1年生を含む場合は8人以下)

旭小学校保護者 様

旭小学校のあり方に関する現時点における市の考えについて

日頃より、市の教育行政および旭小学校の教育活動に対し、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、旭地区のまちづくりにつきましては、他校に先駆けて旭小学校にタブレットを導入し特色ある学校づくりを進めるとともに、日常の移動手段がない高齢者へのタクシーチケット交付、3世代同居近居等への住宅改修費等支援、別枠予算による生活道路の優先整備など、住み良さを高め人口の維持増加につながるような様々な施策を展開してきました。しかしながら、都市計画法において市街化調整区域の開発行為は原則認められていないことから、今後も大きな人口増は望めず、令和12年度の旭小学校の新入生については5人との推計が出ている状況にあります。

そのような中、保護者や地域のみなさまから「旭・三輪野江地区の現在、そして今後の子どもたちの教育環境に不安がある」との声を多くいただいたことから、令和6年12月の「市長キャラバン」以降、「どこでも市長」や地域の行事等で保護者や地域のみなさまと1年をかけて意見交換を行い、広報よしかわ等でもお知らせしてまいりました。

この1年間、保護者のみなさまから最も多くいただいたご意見は「児童数が減少していること」と「クラス替えが出来ないこと」であり、その結果として「友達や教員との人間関係の固定化が起きていること」「社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいこと」など、様々な影響が出ていることがあげられました。そして、今後の方向性として、①「旭小学校、三輪野江小学校をそれぞれできる限り存続する」、②「旭小学校と三輪野江小学校を東中学校に合併して小中一貫校にする」、③「近隣の関小学校や栄小学校に再編する」という大きく3つのご意見をいただいたことから、市ではこの3案を元にこれまで検討を進めてまいりました。

はじめに、①の「旭小学校、三輪野江小学校をそれぞれできる限り存続する」という案につきましては、「市内全域から児童を募集してはどうか」とのご提案があったところで

す。従来の通学区域にとらわれず市内のどこからでも希望者が就学できる小規模特認校という制度につきましては、二つ以上の学年で一つの学級が構成される複式学級を回避したい場合や地理的条件で統合が困難な場合に導入されることが多い制度ですが、保護者による毎日の送迎も必要なことから、旭小学校で全学年クラス替えができる最低人数である216人（36人×6学年）を超える児童の転入学は、全国の事例を見ても到底見込めず、持続可能な案ではないと考えました。

次に、②の「旭小学校と三輪野江小学校を東中学校に合併して小中一貫校にする」という案につきましては、旭小学校と三輪野江小学校の児童数を合わせてもクラス替えが出来る人数が確保されず課題解決に繋がりがづらいことや、小学生に合わせた校舎の大幅な改修が必要となることなどから、適当ではないと考えました。

次に、③の「近隣の関小学校や栄小学校に再編する」という案につきましては、令和13年度には市内全児童数が現在の約3900人から約1000人減少する中で、関小学校の児童にとっても、栄小学校の児童にとっても、良好な教育環境の維持においてメリットがあるものと考えました。組み合わせとしましては、地理的条件から旭小学校と関小学校、三輪野江小学校と栄小学校とし、まずは児童数が約100人の旭小学校と数年後には200人台になる見込みの関小学校から先行して統合し、比較的児童数の多い三輪野江小学校と栄小学校については、その後に児童数が一定程度減少した段階で統合するのが良いのではないかと考えたところでございます。

このようなことから、令和7年11月24日に開催しました市長キャラバンにおきましては、1年かけていただいた意見の中から最も持続可能で現実的な方向性として「旭・三輪野江小学校をそれぞれ関・栄小学校に再編する」という案について、保護者や地域のみなさまにお示しし、その案に対するご意見を伺ったところでございます。

様々なご意見を整理しますと、「子どもが新しい学校に馴染めるか」「通学はどうするのか」などを不安に思う意見が多くあった一方で、「地域の学校がなくなることは寂しいが子供たちの学校生活や将来的な影響を考えるとやむを得ない」旨の意見も多くありました。市といたしましては、統合する場合においては、教職員の異動も合わせて配慮すること、合同行事等で事前の頻繁な交流を行うこと、通学が困難となる児童にはスクールバスを検討することなど、新たな環境に不安なく移行できるよう子どもたちに寄り添って進めていく旨をその場でお答えしたところでございます。

旭小学校は創立150年を超える歴史のある学校であり、地域のみなさまにとってもコミュニティの中核的な場所です。また、小規模校にも「きめ細かな指導が行いやすい」「意見や感想を发表できる機会が多くなる」などの多くの利点があることも十分に承知しております。しかしながら、「集団活動・行事の教育効果が下がる」「社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい」「多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい」「バランスのとれた教職員配置が困難となる」など、利点を超えた数多くの課題が生じることから、市といたしましては、子どもたちの教育環境の改善を最優先に考え、現時点において、旭小学校と関小学校の統合が最善の案と考え提示させていただいたところでございます。

なお、その場合の時期につきましては、準備期間を要することから最短でも令和10年度以降と考えており、その後の校舎等につきましては、みなさまのご意見を丁寧にお聞きしながら有効活用を検討してまいります。

令和7年12月吉日

吉川市教育委員会

改正

平成12年 3 月21日 条例第25号

吉川市立小中学校学区審議会条例

(設置)

第 1 条 吉川市立小中学校学区編成の適正化を図り、教育的見地から地域児童生徒の安全と教育効果の充実に図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、吉川市立小中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、吉川市立小中学校の学区に関する事項を審議して、教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項の審議に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、教育委員会が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係学区の市民の代表若干名
- (3) 関係学区の学校代表者若干名
- (4) 関係学区 P T A 代表若干名
- (5) 学識経験者若干名

(任期)

第 4 条 審議会は、目的達成の際は、自動的に解散するものとする。

2 委員に欠員を生じたときは、前条各号の役職に応じて新たに委嘱する。

(役員及び職務)

第 5 条 審議会に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 幹事 若干名

2 会長は審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 幹事は、目的達成に必要な調査研究に当たる。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要のあるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第25号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則

平成19年 1 月25日教委規則第 2 号

改正

平成23年 2 月24日教育委員会規則第 1 号

平成24年 6 月28日教育委員会規則第 6 号

平成24年 9 月27日教育委員会規則第 7 号

平成29年 1 月 5 日教育委員会規則第 1 号

平成30年 1 月26日教育委員会規則第 1 号

平成31年 4 月 1 日

令和元年 6 月28日教育委員会規則第 3 号

令和 7 年 3 月31日教育委員会規則第 2 号

吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吉川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域及び就学手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。

(学校の指定)

第 3 条 施行令第 5 条第 2 項（施行令第 6 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による就学すべき学校（以下「指定校」という。）の指定は、別表第 1 の右欄に掲げる就学予定者の住所の区域（以下「通学区域」という。）に対応する同表の左欄に掲げる学校に行うものとする。

(通学区域の調整)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、別表第 2 の左欄に掲げる調整区域に住所を有する就学予定者の保護者は、同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択校の中から就学希望する学校を選択（以下「調整選択」という。）することができる。

2 調整選択を希望する就学予定者の保護者は、吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに調整選択申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(中学校の選択)

第5条 第3条の規定に関わらず、吉川市立中学校（以下「中学校」という。）の就学予定者の保護者は、全ての中学校のうちから就学を希望する中学校を選択（以下「中学校選択」という。）することができる。

2 中学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに学校選択申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（受入可能数）

第6条 教育委員会は、毎年度各学校の施設状況や生徒数等を考慮して、調整選択及び中学校選択を希望する者（以下「学校選択希望者」という。）の受入れ可能な人数（以下「受入可能数」という。）を決定するものとする。

（抽選による指定校の決定）

第7条 教育委員会は、選択希望者の数が受入可能数を超えるときは、抽選により選択希望者の指定校を決定するものとする。

2 教育委員会は、選択希望者の兄弟が調整選択又は中学校選択を希望する学校（以下「選択希望校」という。）に調整選択申請書又は学校選択申請書を提出した日の属する年度の翌年度においても在学すると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該選択希望者について他の選択希望者に優先して選択希望校を指定校として指定することができる。ただし、当該選択希望者の数が受入可能数を超えるときは、この限りでない。

（指定の通知）

第8条 施行令第5条第2項の規定による指定校の指定は、住所地の変更により就学、転入学又は編入学をする場合にあっては転出入通知書（様式第3号）、それ以外の場合にあっては入学通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 選択希望者の指定校の決定は、学校選択希望者決定通知書（様式第5号）による行うものとする。

（指定校の変更）

第9条 施行令第8条前段の保護者の申立は、指定学校変更申請書（様式第6号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 施行令第8条後段の規定による保護者に対する通知は、指定学校変更決定通知書（様式第7号）によるものとする。

（区域外就学）

第10条 市外に住所を有する児童生徒等で盲者等以外のものの保護者は、施行令第9条第1項の規定により学校への就学の承諾を得ようとするときは、区域外就学願（様式第8号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、施行令第9条第2項の規定により承諾を与えるときは、区域外就学願を提出した者に区域外就学承諾書（様式第9号）を交付するものとする。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（吉川市立小中学校通学区域に関する規則の廃止）

2 吉川市立小中学校通学区域に関する規則（平成15年吉川市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則施行の際吉川市立小中学校通学区域に関する規則第2条に規定する通学区域（以下「従前の通学区域」という。）がこの規則第3条に規定する通学区域と異なる児童生徒は、保護者の申出により従前の通学区域による学校に通学することができる。

4 この規則施行の際前項の規定によりこの規則3条に規定する通学区域と異なる通学区域による学校に通学することを選択した児童生徒（以下この項において「兄弟」という。）の弟妹は、兄弟が当該学校に在学している場合に限り、保護者の申出により当該学校に通学することができる。この場合において、当該弟妹に弟妹があるときは、当該弟妹が当該学校に在学している場合に限り当該弟妹の弟妹は保護者の申出により当該学校に通学することができるものとし、以下この例による。

5 この規則施行の際吉川市立小中学校通学区域に関する規則第5条又は第7条の規定により学校を選択していた児童生徒は、この規則施行の日後も当該学校に通学することができる。

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、平成23年3月19日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成24年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月5日教委規則第1号）

改正

平成30年1月26日教育委員会規則第1号

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の規定により通学している児童生徒の通学区域は、なお従前に例による。

（準備行為）

3 この規則による改正後の吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の規定による選択校への通学に関する手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和7年3月31日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（1） 小学校

学校名	通学区域
吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、吉川一丁目、吉川1400番地から2076番地まで、栄町673番地から797番地まで、809番地から861番地まで、871番地から875番地まで、883番地から924番地まで、1364番地から1384番地まで、保一丁目、保1番地から315番地まで、中央一丁目1番地、7番地、8番地の一部、9番地から12番地まで、19番地の一部、20番地の一部、21番地から24番地まで、中央二丁目1番地の一部、3番地の一部、5番地
旭小学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤
三輪野江小学校	会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上笹

	塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、中央三丁目6番地、7番地
関小学校	須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、中央一丁目2番地から6番地まで、8番地の一部、13番地から18番地まで、19番地の一部、20番地の一部
北谷小学校	武蔵野線以北の木売・高富・高久・中曽根・道庭、木売新田、富新田、中野、保（吉川小学校区を除く。）、栄町876番地
栄小学校	きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、新栄一丁目、新栄二丁目、栄町（吉川小学校区、北谷小学校区を除く。）、中央二丁目1番地の一部、2番地、3番地の一部、4番地、6番地から48番地まで、中央三丁目1番地から5番地まで、8番地から50番地まで
中曽根小学校	木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目
美南小学校	美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目

(2) 中学校

学校名	通学区域
東中学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤、会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上笹塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋

	二丁目、きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、中央三丁目 6 番地、7 番地
南中学校	中川台、平沼 1 番地から 50 番地まで、53 番地から 195 番地まで、214 番地から 316 番地まで、平沼一丁目、保、保一丁目、木売新田、富新田、中野、木売、高富、高久、中曽根、道庭、木売一丁目から三丁目まで、高富一丁目、高富二丁目、美南一丁目
中央中学校	吉川 1400 番地から 2076 番地まで、吉川一丁目、吉川二丁目、須賀、川野、川富、関、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目 1 番地から 5 番地まで、8 番地から 50 番地まで
吉川中学校	高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目

別表第 2（第 4 条関係）

調整区域	指定校	選択校
中川以西の大字川藤	旭小学校 東中学校	関小学校 中央中学校
県道中井松伏線以西の大字会野谷	三輪野江小学校 東中学校	栄小学校 中央中学校
大場川以西の大字小松川、大字中井	三輪野江小学校 東中学校	北谷小学校 栄小学校 南中学校 中央中学校
大場川以西の大字二ツ沼、三輪野江	三輪野江小学校 東中学校	北谷小学校 南中学校
きよみ野五丁目以東の大字川野、大字川富、大字関	関小学校 中央中学校	三輪野江小学校 栄小学校 東中学校
高富町会に所属する高久一丁目	吉川中学校	南中学校

美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目	美南小学校	中曽根小学校
学区境100M以内の範囲		隣接学区小学校 隣接学区中学校

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第10条関係)

様式第 9 号 (第10条関係)

○吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則 別表第 1 (第 3 条関係) 抜粋

【現行】

(1) 小学校

学校名	通学区域
旭小学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤
関小学校	須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、中央一丁目 2 番地から 6 番地まで、8 番地の一部、13 番地から 18 番地まで、19 番地の一部、20 番地の一部

【改正案】

(1) 小学校

学校名	通学区域
関小学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤、須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、中央一丁目 2 番地から 6 番地まで、8 番地の一部、13 番地から 18 番地まで、19 番地の一部、20 番地の一部、

○吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則 別表第 2 (第 4 条関係) 抜粋

【現行】

調整区域	指定校	選択校
中川以西の大字川藤	旭小学校 東中学校	関小学校 中央中学校

【改正案】

調整区域	指定校	選択校
中川以西の大字川藤	東中学校	中央中学校

吉川市自治会区域図

◆令和10年度 旭小学校児童数(予定)

学年	人数
1年生	18
2年生	16
3年生	19
4年生	13
5年生	9
6年生	17
計	92

◆関小(関小学校中心)からの距離

	旭小	関小(須賀)
1km未満	10	4
1~2km未満	34	10
2~3km未満	22	0
3~4km未満	10	0
4km以上	16	0
計	92	14

